

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【公開番号】特開2016-219185(P2016-219185A)

【公開日】平成28年12月22日(2016.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2016-069

【出願番号】特願2015-101108(P2015-101108)

【国際特許分類】

H 01 M 2/10 (2006.01)

H 01 G 11/10 (2013.01)

H 01 G 2/04 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/10 E

H 01 G 11/10

H 01 G 1/03 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月26日(2018.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蓄電装置ホルダによって保持された蓄電装置を複数配列してなる配列体と、前記配列体に対して前記蓄電装置の配列方向に拘束荷重を付加する拘束部材と、を備え、

前記蓄電装置は、上端が開口したケースと、前記ケースの開口を覆い塞ぐ蓋と、前記ケースと前記蓋との間に配置され、前記ケースの開口縁部と前記蓋の縁部とを溶接した溶接部と、を有し、

前記蓄電装置ホルダは、前記蓄電装置が載置される底壁部と、前記蓄電装置を位置決めする1対の側壁部と、を有し、

前記側壁部における前記ケースの側面と対向する位置には、第1凹部が設けられ、

前記側壁部における前記溶接部と対向する位置には、第2凹部が設けられている、蓄電装置モジュール。

【請求項2】

前記第1凹部は、前記ケースの角部を避けるように設けられている、請求項1記載の蓄電装置モジュール。

【請求項3】

前記底壁部における前記ケースの底面と対向する位置には、第3凹部が設けられている、請求項1又は2記載の蓄電装置モジュール。

【請求項4】

前記第3凹部は、前記ケースの下側の角部を避けるように設けられている、請求項3記載の蓄電装置モジュール。

【請求項5】

蓄電装置ホルダによって保持された蓄電装置を複数配列してなる配列体と、

前記配列体に対して前記蓄電装置の配列方向に拘束荷重を付加する拘束部材と、を備え、

前記蓄電装置ホルダは、前記蓄電装置が載置される底壁部と、前記蓄電装置を位置決めする1対の側壁部と、を有し、

前記底壁部における前記蓄電装置の底面と対向する位置において前記配列体に拘束荷重を付加するように前記拘束部材を締結または連結する1対の部材の間には、凹部が設かれている、蓄電装置モジュール。